

## 大府市政策法務推進条例（案）に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の要旨	市の考え方
1	「政策法務」の推進を、他市町村のように自治基本条例の中に位置付けるのではなく、単独の条例として制定する理由は何か。	本市は、以前から「政策法務によるまちづくり」を積極的に推進することにより、様々な課題の解決を図ってまいりました。こうした取組を将来にわたり継続・発展させることにより、市民の皆様の幸せの実現に繋げていくため、特に「政策法務」の推進に焦点を当てた条例を制定することとし、その旨を条例の前文や目的において明記いたします。
2	政策法務推進条例を制定しなければ、「政策法務によるまちづくり」を、推進・発展させることができないのか。	本市ではこれまで、政策実現の手段として条例や規則などを積極的に活用するとの考え方を「条例等整備指針」として定め、「政策法務によるまちづくり」を推進してまいりました。こうした考え方を基本理念として定めるとともに、「政策法務」の推進に係る市や職員の責務、具体的な施策等を定めた条例を制定することにより、こうした取組を将来に渡り推進・発展させることができるものと考えております。
3	市職員に対する研修を充実させることは必須だと思いが、そのことにより職員が過重労働にならないよう取り組んでほしい。	職務の質だけでなく業務の効率化にも繋がるよう、効率的かつ効果的な研修を実施してまいります。
4	新しく条例を制定する際は、パブリックコメント以外にも、条例策定委員会のような組織に市民が参加するといった方法で、市民が関われるようにしてほしい。	条例の制定に当たっては、パブリックコメントの実施のほか、必要に応じて市民が参画する審議会や当事者団体、専門家などから御意見を伺った上で条文の作成や施策の検討を行っており、今後もそれぞれの条例ごとに適切な方法で、市民の皆様のお意見を伺ってまいります。

## 大府市政策法務推進条例（案）に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の要旨	市の考え方
5	市の政策立案に当たっては、市民参画を進めることが必要と考える。まずは、市民に対し、政策法務情報を分かりやすく提供してほしい。	本市が制定した条例や関連する施策については、広報おおぶや市公式ウェブサイトへの掲載に加え、パンフレットの配付や動画配信などの様々な方法により、その内容を市民の皆様にお知らせしております。条例では、市職員の責務として「市民に対し職務に係る法の趣旨、目的等を的確に説明するよう努める」旨を定めることとしており、引き続き、市民の皆様へ情報を分かりやすくお届けできるよう努めてまいります。
6	政策法務推進アドバイザーを置くことは必要だと思う。アドバイザーの任期は1年以上とするなど、市職員が政策法務について相談しやすい体制を作っていただきたいが、アドバイザーの勤務形態や任期、人数については、どのような考えか。	政策法務推進アドバイザーは、地方自治法に基づく専門委員として設置するもので、非常勤の特別職となります。政策法務推進アドバイザーの任期や人数については、必要に応じて調査や助言を行うことができるよう、柔軟に運用してまいります。
7	自治体の政策法務のプロセスのうち、「争訟法務」については、どのような考えか。	「政策法務によるまちづくり」を推進する上で、行政に関わる争訟を契機として条例などの点検や見直しを行うことは重要であると考えています。そのため、条例では基本理念において「法の遵守の徹底及び法的リスク管理の観点から推進する」旨を定めるとともに、政策法務の推進に係る施策として「条例等の定期的な点検及び評価」「法の遵守の徹底及び法的リスクの軽減を図るための体制の整備」を実施する旨を定めております。